

**三重県地球温暖化対策の推進に係る条例の
あり方について**

(最終案 素案)

平成25年6月

三重県環境審議会地球温暖化対策部会

目次

1. 新条例制定の必要性	1
2. 新条例のあり方についての基本的な考え方	1
3. 新条例の名称	2
4. 新条例に規定する項目	2
5. 新たな条例に盛り込むべき内容	3
1) 目的及び責務	3
2) 事業活動における対策	5
3) 建築物における対策	11
4) 自動車の利用における対策	16
5) 消費生活に関わる対策	23
6) 再生可能エネルギーの導入促進	27
7) 森林の整備・保全の推進	29
8) 気候変動による影響への適応	32
9) 地球温暖化防止に係る教育・学習の推進	34
10) イベント開催における対策	37

1. 新条例制定の必要性

地球温暖化の進行に伴う気候変動は、生態系や人類に様々な影響を及ぼし、予想される影響の大きさや深刻さから、世界的な危機をもたらす最も重要な環境問題の一つとなっています。

国では、持続可能な社会を構築し、将来世代に引き継いでいくために、「第4次環境基本計画」(平成24年4月27日閣議決定)において、長期的な目標として2050年までに80%の温室効果ガス(二酸化炭素(CO₂)、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等3ガス)の排出削減を目指し、長期的・継続的に地球温暖化対策に取り組んでいくこととしています。このような中で、平成24(2012)年7月に再生可能エネルギーの全量固定価格買取制度、同年10月に地球温暖化対策税を導入するなど、取組を強化してきました。

また、エネルギー政策の検討と表裏一体で進めつつ、「2013年以降の地球温暖化対策の計画」を策定することとしています。

しかしながら、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)は、最も厳しい「緩和策」(温室効果ガス排出量を削減し、大気中の温室効果ガス濃度を安定させる対策)の努力を行っても、今後数十年にわたり気候変動の更なる影響を避けられないことを指摘しています。

三重県では、平成12(2000)年に「三重県地球温暖化対策推進計画」を策定するとともに、環境負荷低減の観点から「三重県生活環境の保全に関する条例(平成13年三重県条例第7号)」に温室効果ガスの排出量が相当程度多い工場等に対して地球温暖化対策に関する事項を定めた計画書の作成義務を規定し、取組を進めてきました。また、平成16(2004)年には、三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム(M-EMS:ミームス)の認証制度を導入し、中小事業者の自主的な環境負荷低減の取組を促進してきました。同年、地球温暖化対策についての啓発・広報活動を行う「三重県地球温暖化防止活動推進センター」を指定するなど、家庭における省エネの取組等の促進も図っています。

その結果、県内におけるCO₂排出量の約6割を占める産業部門においては、平成2(1990)年度に比して平成21(2009)年度は約1%増加しているものの、排出原単位では一定の効果が見られており、今後も引き続き削減の取組が求められています。しかし、オフィスや店舗等の民生業務その他部門からのCO₂排出量は約78%、民生家庭部門は約26%と、大きく増加していることから、効果的な対策が課題となっています。

これらの状況を鑑みて、三重県におけるエネルギーの利活用等を含めた総合的な観点から、「緩和策」及び「適応策」(気候変動による影響への対処)を推進するための新たな条例を制定する必要があるとの認識に立ち、三重県環境審議会地球温暖化対策部会において議論を重ね、新条例のあり方についてまとめました。

2. 新条例のあり方についての基本的な考え方

前述の必要性に基づいて策定される新条例において、地球温暖化対策は、次に掲げる基本的な考え方に則して推進することとします。

- ・ 県、事業者、県民及び滞在者の個別並びに相互の連携によって総合的かつ計画的に推進されるものであること
- ・ 県、事業者、県民及び滞在者が経済活動や日常生活の変革を図っていくなど、公平な役割分担の下で自主的かつ積極的に推進されるものであること
- ・ 県民生活の向上、産業の発展及び就業の機会の増大その他の三重県経済の持続的な成長を図りつつ、推進されるものであること

3. 新条例の名称

新条例の名称は、現行の地球温暖化対策に関する制度だけでは十分に対応できない課題を解消するとともに、エネルギーの利活用等を含めた総合的な観点から、地球温暖化対策（「緩和策」及び「適応策」）の推進を目的としているため、「三重県地球温暖化対策推進条例」とすることが適当であると考えます。

4. 新条例に規定する項目

新条例には、以下の項目を規定することが適当であると考えます。

- ① 事業活動における対策
- ② 建築物における対策
- ③ 自動車の利用における対策
- ④ 消費生活に関わる対策
- ⑤ 再生可能エネルギーの導入促進
- ⑥ 森林の整備・保全の推進
- ⑦ 気候変動による影響への適応
- ⑧ 地球温暖化防止に係る教育・学習の推進
- ⑨ イベント開催における対策

5. 新たな条例に盛り込むべき内容

今回、新たに制定する条例については、これまでの「三重県生活環境の保全に関する条例」に規定されている事項に加えて、次の事項を盛り込むことが適当であると考えます。

1) 目的及び責務

(1) 条例の目的

地球温暖化対策が喫緊の課題であることに鑑み、三重県環境基本条例の基本理念に則り、県、事業者、県民及び観光旅行者その他の滞在者の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策の推進に関する事項を定めることにより、様々な主体が経済活動や日常生活のあらゆる場面において、これまでの行動様式を見つめ直し、自らの役割を果たしながら、地球温暖化問題の解決に寄与すると同時に、地球環境への負荷が少ない低炭素社会を実現することを目的とします。

(2) 県の責務

県は、事業者、県民及び市町その他の機関と連携して、総合的かつ計画的な地球温暖化対策を実施するものとします。

また、県は、その事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減、気候変動による影響への適応並びに森林等による吸収作用の保全及び強化のための措置を率先して実施するものとします。

(3) 事業者の責務

事業者は、地球温暖化の防止や気候変動による影響への適応に関する理解を深めるとともに、その事業活動において、必要な措置を自主的かつ積極的に実施するよう努めなければならないこととします。

また、県が実施する地球温暖化対策に協力するよう努めなければならないこととします。

(4) 県民の責務

県民は、地球温暖化の防止や気候変動による影響への適応に関する理解を深めるとともに、その日常生活において、必要な措置を自主的かつ積極的に実施するよう努めなければならないこととします。

また、県が実施する地球温暖化対策に協力するよう努めなければならないこととします。

(5) 滞在者の責務

観光旅行者その他の滞在者は、滞在中の活動において、温室効果ガスの排出を抑制するための措置を実施するよう努めるものとします。

【制定の趣旨】

「1. 新条例制定の必要性」に記載のとおり、三重県では、喫緊の課題である地球温暖化対策の推進に取り組む必要があります。そのため、県、事業者、県民の責務を明らかにすることが適当であると考えます。

また、三重県には、観光旅行者や出張者等の一時的に県内に滞在する方も多く、これらの滞在者に対しても、県内における温室効果ガスの排出量を減らすよう努めてもらうため、その責務を明らかにすることが適当であると考えます。

【参考】三重県環境基本条例（抜粋）

（目的）

第一条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務並びに県と市町との協働を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに県民の福祉に貢献することを目的とする。

（基本理念）

第三条 環境の保全は、県民が健康で文化的な生活を営むうえで欠くことのできない良好な環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全は、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用その他の環境の保全に関する行動により持続的発展が可能な社会を築き上げることを目的として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的な取組みにより行われなければならない。

3 環境の保全は、人の活動によって失われつつある生態系の均衡を保持し、及び県民生活に欠くことのできないやすらぎとうるおいのある快適な環境を確保することを目的として、すべての者の英知を集めて行われなければならない。

4 地球環境の保全は、我が県の経験と技術を生かして、国際的な協調の下に積極的に推進されなければならない。

2) 事業活動における対策

2-1 事業活動における温室効果ガス排出量の把握と管理による排出量削減取組の実践

【盛り込むべき内容】

1 事業者地球温暖化対策指針の作成

知事は、事業者が地球温暖化対策を推進するための指針を作成し、公表しなければならないこととします。

〔想定される対象者〕 知事

〔規定の強さ〕 義務

2 環境マネジメントの推進

事業者は、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組むよう努めることとします。

〔想定される対象者〕 全ての事業者

〔規定の強さ〕 努力義務

3 温室効果ガス排出量等の把握

事業者は、事務・事業活動に伴う温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量を把握するよう努めることとします。

〔想定される対象者〕 全ての事業者

〔規定の強さ〕 努力義務

4 省エネルギー対策

(1) 省エネ機器等の導入・貸渡

事業者は、エネルギー消費量の少ない機器及び設備を積極的に導入するよう努めることとします。

〔想定される対象者〕 全ての事業者

〔規定の強さ〕 努力義務

また、電気機器等の貸渡を行う事業者は、エネルギー消費量の少ない電気機器等を積極的に取り扱うよう努めることとします。

〔想定される対象者〕 電気機器等を貸渡する事業者

〔規定の強さ〕 努力義務

(2) 空調の管理等

事業者は、職場環境に配慮しながら、エネルギーの消費が過大とならないよう室内の空調を適切に管理するとともに、従業員の服装等に配慮するよう努めることとします。

〔想定される対象者〕 全ての事業者

〔規定の強さ〕 努力義務

(3) 屋内外照度の配慮・ライトダウンの実践

事業者は、屋内外照明を作業領域及び活動領域に応じた照度に調整し、夜間における防犯や安全等のために必要な箇所を除き消灯を行うよう努めることとします。

〔想定される対象者〕 全ての事業者

〔規定の強さ〕 努力義務

5 環境物品等の購入等の基本方針の作成及び選択・使用

事業者は、環境負荷低減に資する製品・サービス（以下、「環境物品等」という。）や商品

の製造やサービスの利用などに伴う CO₂ 排出量の削減努力を行った上で、削減できなかった CO₂ 排出量の一部若しくは全部を県内で行われる CO₂ 削減・吸収活動へ投資するなどにより埋め合わせた商品やサービス（以下、「カーボン・オフセット商品等」という。）の購入及び借受並びにサービスの利用を推進するための方針を作成し、この方針に基づき、環境物品等やカーボン・オフセット商品等を選択し、使用するよう努めることとします。

〔想定される対象者〕 全ての事業者

〔規定の強さ〕 努力義務

6 廃棄物の処理

事業者は、廃棄物の発生の抑制、再使用、再生利用及び廃棄物処理に伴う温室効果ガスの発生抑制を実施するよう努めることとします。

〔想定される対象者〕 全ての事業者

〔規定の強さ〕 努力義務

7 地球温暖化対策計画書制度

(1) 計画書の作成・提出

温室効果ガスの排出量が相当程度多い工場等を設置する者（以下、事業活動における対策において「特定事業者」という。）は、事務・事業活動における温室効果ガスの排出状況、排出の抑制に係る措置及び目標その他の地球温暖化対策に関する計画書（以下、「地球温暖化対策計画書」という。）を作成し、知事に提出しなければならないこととします。

〔想定される対象者〕 省エネ法に規定する第一種及び第二種エネルギー管理指定工場等を県内に設置する者

〔規定の強さ〕 義務

また、特定事業者以外の者は、地球温暖化対策計画書を作成し、知事に提出できることとします。

〔想定される対象者〕 特定事業者以外の者

〔規定の強さ〕 任意

地球温暖化対策計画書を提出した者は、地球温暖化対策計画書の内容を変更したときは、変更後の地球温暖化対策計画書を知事に提出しなければならないこととします。

〔想定される対象者〕 地球温暖化対策計画書を提出した者

〔規定の強さ〕 義務

(2) 報告書の作成

地球温暖化対策計画書を提出した者は、事務・事業活動における温室効果ガスの排出の削減に関する対策の実績及び提出した地球温暖化対策計画書に対する達成状況を知事に報告しなければならないこととします。

〔想定される対象者〕 地球温暖化対策計画書を提出した者

〔規定の強さ〕 義務

(3) 計画書等の評価

知事は、提出された地球温暖化対策計画書等の記載事項について評価しなければならないこととします。

〔想定される対象者〕 知事

〔規定の強さ〕 義務

(4) 計画書等の公表

知事は、事業者から提出された地球温暖化対策計画書等及び評価の結果を公表しなければならないこととします。

〔想定される対象者〕 知事

〔規定の強さ〕 義務

(5) 対策推進者の選任

地球温暖化対策計画書を提出した者は、地球温暖化対策計画書に記載した対策等の進行管理を行い、温室効果ガスの排出の削減に関する対策を推進する者を選任しなければならないこととします。

〔想定される対象者〕 地球温暖化対策計画書を提出した者

〔規定の強さ〕 義務

(6) 指導・助言・勧告等

知事は、地球温暖化対策の取組が十分でない事業者への指導・助言、地球温暖化対策計画書及び報告書の未提出者への勧告及び公表等を実施することができることとします。

〔想定される対象者〕 知事

〔規定の強さ〕 権限

8 指導・助言・情報提供

知事は、事業者が温室効果ガス排出抑制に関する取組を実施する場合において、必要な指導及び助言をすることができることとします。

〔想定される対象者〕 知事

〔規定の強さ〕 権限

また、知事は、事業者の温室効果ガス排出量の抑制に関する取組を促進するための情報を提供しよう努めることとします。

〔想定される対象者〕 知事

〔規定の強さ〕 努力義務

【制定の趣旨】

三重県における産業部門の CO₂ 排出量は、高効率設備の導入等によってエネルギー原単位の改善に努められているものの、県内全体の排出量に占める割合は約 6 割と高い状況です。本県は県内総生産に占める製造業の比率が相対的に高く、産業部門の排出量の 8 割以上を製造業の大規模事業所が占め、この製造業の大規模事業所を中心に、計画的な排出原単位の改善や総排出量の更なる削減が求められています。「三重県生活環境の保全に関する条例」では、大規模事業所に対して、事業活動に伴う温室効果ガスの総排出量に関する数値目標の設定、排出抑制に係る自主的な対策等を記載した地球温暖化対策計画書の作成・提出を義務付けています。温室効果ガス排出量の算定基準の国際的な動向としては、事業活動による直接的な排出量やエネルギー消費量にとどまらず、サプライチェーン全体からの排出量も対象として要求されることもあります。具体的には、原材料の調達、リース資産、物流、製品等の使用・管理・廃棄、出張、従業員の通勤等に伴う間接的な排出量の算定を求められるものです。本県の産業部門では、省エネルギー対策の実行率が高まりつつあるものの、依然として費用面や効果の不明さを理由に実行しない事業所も多く、ISO14001 取得事業所よりも未取得事業所、大規模事業所よりも中小規模事業所において対策が進んでいません。今後、排出割合は低いものの事業所数の多数を占める製造業の中小規模事業所においても、ISO 規格要求事項に準じた体制を整えるなど温室効果ガスの排出量の削減対策を進める必要があります。

また、産業部門のその他業種（農林水産業、鉱業、建設業）においても、それぞれの業種に応じた温室効果ガスの排出量の削減対策が必要です。

三重県における民生業務その他部門の CO₂ 排出量は、県内全体の排出量の約 1 割を占めており、平成 21 (2009) 年度の CO₂ 排出量は、平成 2 (1990) 年度と比べて 78.3% 増加しました。要因

として、業務系建築物の延床面積の増加に伴う空調・照明設備、パソコンやコピー機などのオフィス機器の増加が考えられ、排出量の約8割が電気の使用によるものでした。

オフィスにおいては、省エネ機器の導入やエネルギーの賢い利用等により、エネルギーの利用を必要最小限度にすることで低炭素なオフィスの実現が求められています。

そのため、オフィスでは、エネルギー使用量を把握し、OA機器等の選択や使用について見直しを行い、電気の使用に伴う排出量の削減に努めることが求められます。

また、企業の自主的な環境負荷低減の取組を促進する「三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム(M-EMS(通称:ミームス))」の認証取得事業所は年々増加していますが、民生業務その他部門における環境に配慮した取組の実行率は、「環境保全ガイドラインの策定」が26%、「環境専門組織の設置」が22%、「ISO14001の取得」が8%と、産業部門に比べ大幅に低くなっています(産業部門ではそれぞれ90、84、83%)。環境に配慮した取組を促進するためには、環境マネジメントシステムの導入など、環境経営を拡大させることが必要です。

温室効果ガスの排出量を把握し、削減ポテンシャルを見つけ出すことは、エネルギーコストを削減できる潜在的なポイントを洗い出すこととなります。よって、化石燃料価格の高騰等によるエネルギーコストの増加に対応し、事業者の経営基盤を強化するためにも、温室効果ガス排出削減によるエネルギーコストの削減が必要です。更に、環境物品の調達、廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用に取り組む必要があります。

2-2 環境に関する社会貢献活動の活発化、環境に配慮した事業活動に対する適切な評価、環境に配慮した投融資等による環境配慮の支援

【盛り込むべき内容】

1 優良事例紹介制度

知事は、地球温暖化対策に積極的に取り組む事業者や市民団体等を公表及び表彰することができることとします。

〔想定される対象者〕 知事

〔規定の強さ〕 権限

2 環境コミュニケーションと環境投融資の推進

事業者は、自らの環境経営について情報提供するよう努めることとします。

〔想定される対象者〕 全ての事業者

〔規定の強さ〕 努力義務

また、銀行その他の金融機関は、事業者による環境経営の促進に向けて、環境に配慮した投融資を推進するよう努めることとします。

〔想定される対象者〕 銀行その他の金融機関

〔規定の強さ〕 努力義務

【制定の趣旨】

平成23(2011)年度に実施した企業アンケート調査では、企業の社会的責任のうち最も重視しているものとして「省エネ・植林などの環境保全活動」を挙げた企業はわずか0.5%でした。

近年、環境報告書やCSR(企業の社会的責任)活動の普及等により、事業所の環境配慮行動や環境に関する社会貢献活動が企業価値を向上させるようになっており、企業による社会的問題解決への取組や社会貢献活動の促進が求められています。併せて、事業所のCSR活動などの

環境配慮行動を支援・評価する仕組みを整備し、活用していくことも必要です。

2-3 低炭素型の製品やサービス等の開発・提供、環境関連技術の研究開発

【盛り込むべき内容】

1 ライフサイクルCO₂の把握

事業者は、商品やサービス等の製造から使用、廃棄までの温室効果ガス排出量の把握及び低減に努めることとします。

〔想定される対象者〕 全ての事業者

〔規定の強さ〕 努力義務

2 環境物品等やカーボン・オフセット商品等の開発・提供

事業者は、環境物品等及びカーボン・オフセット商品等の開発や提供を行うよう努めることとします。

〔想定される対象者〕 全ての事業者

〔規定の強さ〕 努力義務

3 環境対応を切り口とした地域の振興

県は、事業者と連携し、地球温暖化対策技術の研究開発及び環境関連産業の育成・振興を図るよう努めることとします。

〔想定される対象者〕 県

〔規定の強さ〕 努力義務

【制定の趣旨】

製品の原料採取から廃棄に至るまでの過程で発生する環境負荷を、定量的、科学的、客観的に評価することで、様々な環境負荷の低減につなげることができます。例えば、環境配慮型農林水産業による生産物には、付加価値を加えることもできます。このような評価結果や付加価値を示すことにより、他の製品やサービス等と差別化でき、環境負荷のより少ない製品等を選択する際の指標になり得ます。しかしながら、ライフサイクルの視点を取り入れた評価の実施事例が増えてきているものの、「インベントリデータの収集が十分でない」、「その製品にとっては重要と考えられる環境影響項目が評価対象に含まれていない」等を理由に、十分な結果を導き出しているとは言えない状況です。このため、商品・サービスのライフサイクルを通して温室効果ガスの排出を削減する取組の更なる促進が求められます。

また、カーボン・オフセットなどの環境配慮取組を活用していくことも必要です。カーボン・オフセットの取組については、県民や事業者等が自らの消費生活や事業活動などから排出される温室効果ガスを認識することができ、排出削減を行う意欲を高めることができます。言い換えれば、温室効果ガス排出量の「見える化」が消費生活等における低炭素化に向けた主体的な取組への契機となります。

よって、カーボン・オフセット商品等を普及させることで、それらの商品等の購入により他の者が実施する温室効果ガスの削減・吸収を実現する取組への支援につながり、より一層、温室効果ガスの削減・吸収に関する取組が促進されます。

低炭素社会の実現のためには、「産業部門の姿としては、鉄鋼、石油化学などエネルギー多消費産業については革新的技術が開発・普及し、世界トップランナー効率によるものづくりが

行われ、更に、薄くて強い素材など、使用段階においても低炭素社会を支える製品を供給することが必要」とされています。

国は、今後成長が見込まれるグリーン（エネルギー・環境）分野における新規市場の開拓や雇用創出等の施策を重点的に講じるとしており、環境配慮の研究開発や技術革新、環境関連産業の振興等を推進することが求められます。

3) 建築物における対策

3-1 環境配慮建築物の普及

【盛り込むべき内容】

1 建築物環境配慮指針の作成

知事は、建築物の新築、増築又は改築（以下、「新築等」という。）をしようとする者（以下、「建築主」という。）が建築物に係る環境への負荷の低減を図るための措置を適正に講ずるために必要な事項に関する指針を作成し、公表しなければならないこととします。

〔想定される対象者〕 知事

〔規定の強さ〕 義務

2 建築物の環境性能の向上

(1) ライフサイクル CO₂ の把握・検討

建築物の新築等をしようとする者及び既存建築物の所有者は、建築物の建設から管理運用・廃棄までの温室効果ガス排出量の把握やその低減について検討するよう努めることとします。

〔想定される対象者〕 ・ 全ての建築主

・ 既存建築物の所有者

〔規定の強さ〕 努力義務

(2) 省エネルギー建築物の設計・施工

建築物の新築等をしようとする者は、可能な限り化石燃料の消費に頼らずに快適な空間を確保できる措置を講じた設計及び施工を行うよう努めることとします。

〔想定される対象者〕 全ての建築主

〔規定の強さ〕 努力義務

(3) 高効率機器・設備の導入

建築物の新築等をしようとする者及び既存建築物の所有者は、当該建築物にエネルギーの消費効率の優れた機器及び設備を導入するよう努めることとします。

〔想定される対象者〕 ・ 全ての建築主

・ 既存建築物の所有者

〔規定の強さ〕 努力義務

(4) 再生可能エネルギー利用設備の導入

建築物の新築等をしようとする者及び既存建築物の所有者は、当該建築物に再生可能エネルギー利用設備を導入するよう努めることとします。

〔想定される対象者〕 ・ 全ての建築主

・ 既存建築物の所有者

〔規定の強さ〕 努力義務

(5) 建築物等の緑化

建築物の新築等をしようとする者及び既存建築物の所有者は、当該建築物及びその敷地の緑化（以下、「建築物等緑化」という。）に努めることとします。

〔想定される対象者〕 ・ 全ての建築主

・ 既存建築物の所有者

〔規定の強さ〕 努力義務

(6) 環境負荷の少ない資材の使用

建築物の新築等をしようとする者は、当該建築物への環境負荷の少ない資材の使用を推進するよう努めることとします。

〔想定される対象者〕全ての建築主

〔規定の強さ〕努力義務

(7) 県産材の利用

建築物の新築等をしようとする者は、当該建築物への県産材の利用を推進するよう努めることとします。

〔想定される対象者〕全ての建築主

〔規定の強さ〕努力義務

3 建築物環境配慮計画書制度

(1) 計画書の作成・提出

一定規模以上の建築物の新築等をしようとする者（以下、「特定建築主」という。）は、当該建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制に係る措置並びに高効率機器・設備及び再生可能エネルギー利用設備の導入並びに建築物等緑化の検討内容その他の地球温暖化対策に関する計画書（以下、「建築物環境配慮計画書」という。）を作成し、知事に提出しなければならないこととします。

〔想定される対象者〕・新築等の部分の延べ床面積が 5,000 平方メートル以上となる建築物の建築主

〔規定の強さ〕義務

また、特定建築主以外の建築主は、建築物環境配慮計画書を作成し、知事に提出できることとします。

〔想定される対象者〕特定建築主以外の者

〔規定の強さ〕任意

建築物環境配慮計画書を提出した者は、建築物環境配慮計画書の内容を変更したときは、変更後の建築物環境配慮計画書を知事に提出しなければならないこととします。

〔想定される対象者〕建築物環境配慮計画書を提出した者

〔規定の強さ〕義務

(2) 工事完了の届出

建築物環境配慮計画書を提出した者は、建築物環境配慮計画書に係る新築等が完了したときは、知事に届け出なければならないこととします。

〔想定される対象者〕建築物環境配慮計画書を提出した者

〔規定の強さ〕義務

(3) 温室効果ガス排出量報告書の作成

一定規模以上の建築物（以下、「特定用途建築物」という。）を有する者は、事務・事業活動における温室効果ガスの排出状況を知事に報告しなければならないこととします。

〔想定される対象者〕・延べ床面積が 5,000 平方メートル以上となる興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館、遊技場、店舗、事務所、学校教育法第一条に規定する学校以外の学校（研修所を含む。）又は旅館の用に供する建築物を有する者

・学校教育法第一条に規定する学校で延べ床面積が 8,000 平方メートル以上となる建築物を有する者

〔規定の強さ〕義務

(4) 計画書等の公表

知事は、提出された建築物環境配慮計画書及び温室効果ガス排出量報告書を公表しなければならないこととします。

〔想定される対象者〕 知事

〔規定の強さ〕 義務

(5) 指導・助言・勧告等

知事は、建築物に係る温室効果ガスの排出削減に関する取組が十分でない建築主への指導・助言、建築物環境配慮計画書、工事完了報告書及び温室効果ガス排出量報告書未提出者への勧告及び公表等を実施することができることとします。

〔想定される対象者〕 知事

〔規定の強さ〕 権限

【制定の趣旨】

三重県における民生業務その他部門の平成 21 (2009) 年度の CO₂ 排出量は、平成 2 (1990) 年度と比べて 78.3%増加し、民生家庭部門で 25.9%増加しました。増加要因として、業務系建築物の床面積の増加に伴う空調・照明設備の増加、オフィス機器の増加および世帯数増加と家電の大型化・多様化によるエネルギー消費量の増加が挙げられます。

三重県における住宅の省エネルギー性能をみると、平成 20 (2008) 年度の調査では、「次世代省エネルギー基準 (平成 11 年省エネルギー基準)」を満たす新築住宅の割合は、全国平均を 6.4 ポイント上回っているものの 39.6%と低く、基準達成率の向上が課題となっています。また、建築物において最も熱の流出入割合の高い窓において、遮熱性能の高い二重サッシや複層ガラスが設置されている住宅は 15.7%と低率であり、既存住宅の性能向上も課題となっています。

しかしながら、平成 23 (2011) 年度上半期のリフォームに係る調査では、非住宅建築物については、省エネ改修件数が前年同期比 68.3%の大幅な増加がみられますが、住宅については、耐震改修が前年同期比で増加している一方で省エネ改修は 11.9%の減少に転じています。

平成 20 (2008) 年度の国土交通省による住生活総合調査では、本県の住宅に対する総合評価のうち、「冷暖房の費用負担などの省エネルギー対応」「住宅の断熱性や気密性」への不満率が高い状況です。

国は、低炭素社会の実現のためには、建築物の姿として、断熱等の建築物本体の工夫、省エネ機器の利用、自然エネルギーの活用、エネルギーの賢い利用等を行い、必要最小限度のエネルギーを利用することで低炭素な建築物を実現するとともに、快適性・安全性等を高めた建築物を実現するとしています。更に、「2020 年までに標準的な新築住宅で ZEH (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス) を実現し、2030 年までに新築住宅の平均で ZEH を実現すること」、また、「2020 年までに新築公共建築物等で ZEB (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) を実現し、2030 年までに新築建築物の平均で ZEB を実現すること」といった方針を示しています。

この実現に向けて、建設・管理運用・廃棄・再利用等の際に排出する CO₂ を徹底的に減少させる様々な技術導入と、それらを使いこなす省エネ型の生活行動を前提とした上で、太陽光、太陽熱、バイオマス等の再生可能エネルギーの利用により、ライフサイクル全体を通じて CO₂ 排出量がマイナスとなる「ライフサイクルカーボンマイナス住宅」を実現することが求められます。

したがって、照明、給湯、空調等の設備にエネルギー消費量の少ないものを導入することはもちろん、エネルギー消費量の約 4 割から 6 割を占める給湯や暖房等の熱利用を、太陽熱や地中熱といった再生可能エネルギーの熱利用による代替等を通じて、建築物の使用に伴うエネルギー使用量を削減する必要があります。また、建築に際しては、県産材や環境負荷の少ない材料の利用の促進、緑化等の対策を講じることなども必要です。

このような対策は、新築はもちろん、既存建築物においても環境性能の向上を図る措置を講じることが求められます。

3-2 建築物の環境性能表示の推進

【盛り込むべき内容】

1 建築物環境性能表示制度

(1) 環境性能の表示・説明

建築物の販売又は賃貸をしようとする者並びに建築物の設計を行う事業者は、当該建築物に関する環境への配慮に係る性能（以下、「環境性能」という。）を、当該建築物を購入又は賃借しようとする者並びに建築主に提示するとともに説明するよう努めることとします。

〔想定される対象者〕・建築物の販売又は賃貸する事業者
・建築物の設計を行う事業者

〔規定の強さ〕 努力義務

また、特定用途建築物の新築等をしようとする者は、当該建築物の環境性能について自ら評価し、その建築物を使用する者の見やすい位置に表示しなければならないこととします。

〔想定される対象者〕・新築の部分並びに増築又は改築後の延べ床面積が 5,000 平方メートル以上となる興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館、遊技場、店舗、事務所、学校教育法第一条に規定する学校以外の学校（研修所を含む。）又は旅館の用に供する建築物の建築主
・学校教育法第一条に規定する学校で新築の部分並びに増築又は改築後の延べ床面積が 8,000 平方メートル以上となる建築物の建築主

〔規定の強さ〕 義務

(2) 指導・助言等

知事は、建築物に係る環境性能の表示・説明の取組が十分でない建築主並びに建築物の設計及び施工を行う事業者への指導・助言等を実施することができることとします。

〔想定される対象者〕 知事

〔規定の強さ〕 権限

【制定の趣旨】

建築物は、長期にわたって使用されるとともに、建築物を使用する者の行動様式を制約するという点を踏まえると、環境性能の高い建築物を選択し、建築物使用時においても照明、給湯、空調等の設備によるエネルギーの使用を抑制しながら、快適に使用できることが重要です。

したがって、建築物の購入や賃貸借を検討する者に対して、建築物の環境性能を分かり易く提示し、説明するとともに、建築物の利用者にその建築物の環境性能評価を表示することを促進する必要があります。

3-3 建築物の新築・増改築における温室効果ガス排出量の削減に向けた建築士、大工・工務店等に対する支援、普及啓発

【盛り込むべき内容】

1 建築物の環境配慮技術の普及

県は、設計、木材の生産・加工、建材の卸売及び施工を行う事業者等と連携し、建築物の建設から管理運用・廃棄までの温室効果ガス排出量の把握やその低減を図る技術の普及、人材育成等を促進するよう努めることとします。

〔想定される対象者〕 県

〔規定の強さ〕 努力義務

【制定の趣旨】

県内において環境性能の優れた建築物を普及させる上では、建築物の新築・増改築に関わる地域の事業者に対して、効果的な環境配慮技術の普及や、環境配慮技術を有する人材の育成等を行うことが求められます。

このため、一般的な工法・技術の組み合わせで、建築物を使用する際のエネルギー消費量の削減を目指す「自立循環型建築物の設計」、エネルギー消費の削減と心地よい室内環境の形成を目的とした「既存住宅の省エネルギー改修」の普及や断熱施工技術の向上等、国等が示す建築物の省エネ基準・低炭素基準に適合した建築物の生産体制を県内で整備・強化する必要があります。

4) 自動車の利用における対策

4-1 移動に伴う温室効果ガス排出量の削減に向けた仕組みの強化、普及啓発の推進

【盛り込むべき内容】

1 自動車地球温暖化対策指針の作成

知事は、自動車等（原動機付自転車を含む。以下同じ。）の使用に伴う温室効果ガス排出の削減に関する地球温暖化対策指針を作成し、公表しなければならないこととします。

〔想定される対象者〕 知事

〔規定の強さ〕 義務

2 エコ通勤

(1) エコ通勤の推進

事業者は、従業員の通勤に伴う温室効果ガス排出量がより少なくなる通勤方法への転換（以下、「エコ通勤」という。）のための措置を実施するよう努めることとします。

〔想定される対象者〕 全ての事業者

〔規定の強さ〕 努力義務

(2) エコ通勤計画書の作成・提出

常時雇用する従業員の数が一定以上の者（以下、「特定規模事業者」という。）は、従業員の自家用自動車等による通勤に係る温室効果ガス排出の削減に関する計画書（以下、「エコ通勤計画書」という。）を作成し、知事に提出しなければならないこととします。

〔想定される対象者〕 常時雇用する従業員の数が300名を超え、かつ、自家用自動車等による通勤率が7割以上を占める事業者

〔規定の強さ〕 義務

また、特定規模事業者以外の事業者は、エコ通勤計画書を作成し、知事に提出することができることとします。

〔想定される対象者〕 特定規模事業者以外の者

〔規定の強さ〕 任意

エコ通勤計画書を提出した者は、エコ通勤計画書の内容を変更したときは、変更後のエコ通勤計画書を知事に提出しなければならないこととします。

〔想定される対象者〕 エコ通勤計画書を提出した者

〔規定の強さ〕 義務

(3) 報告書の作成

エコ通勤計画書を提出した者は、エコ通勤に関する取組の実績やエコ通勤計画書に対する達成状況を知事に報告しなければならないこととします。

〔想定される対象者〕 エコ通勤計画書を提出した者

〔規定の強さ〕 義務

(4) 計画書等の公表

知事は、事業者から提出されたエコ通勤計画書等を公表しなければならないこととします。

〔想定される対象者〕 知事

〔規定の強さ〕 義務

(5) 指導・助言・勧告等

知事は、従業員の通勤に係る温室効果ガス排出の削減の取組が十分でない事業者への指導及び助言、エコ通勤計画書及び報告書の未提出事業者への勧告及び公表等を実施できること

とします。

〔想定される対象者〕知事

〔規定の強さ〕権限

3 自動車地球温暖化対策計画書制度

(1) 直接排出を削減する計画書の作成・提出

事業活動において一定台数以上の普通自動車及び小型自動車を使用する者（以下、自動車の利用における対策において「特定事業者」という。）は、使用する自動車からの温室効果ガス排出の削減の取組に係る計画書（以下、「自動車地球温暖化対策計画書」という。）を作成し、知事に提出しなければならないこととします。

〔想定される対象者〕県内に使用の本拠の位置を有する普通自動車及び小型自動車を100台以上使用する事業者

〔規定の強さ〕義務

また、特定事業者以外の事業者は、自動車地球温暖化対策計画書を作成し、知事に提出することができることとします。

〔想定される対象者〕特定事業者以外の者

〔規定の強さ〕任意

自動車地球温暖化対策計画書を提出した者は、自動車地球温暖化対策計画書の内容を変更したときは、変更後の自動車地球温暖化対策計画書を知事に提出しなければならないこととします。

〔想定される対象者〕自動車地球温暖化対策計画書を提出した者

〔規定の強さ〕義務

(2) 報告書の作成

自動車地球温暖化対策計画書を提出した特定事業者は、温室効果ガスの排出の削減に関する対策の実績や自動車地球温暖化対策計画書に対する達成状況を、知事に報告しなければならないこととします。

〔想定される対象者〕自動車地球温暖化対策計画書を提出した者

〔規定の強さ〕義務

(3) 間接排出を削減する実施方針の作成・提出

大規模集客施設を管理する者は、利用者の来場における温室効果ガス排出の削減の実施方針（以下、「自動車地球温暖化対策実施方針」という。）を作成し、知事に提出しなければならないこととします。

〔想定される対象者〕劇場、映画館、演芸場、観覧場、店舗、飲食店、展示場、遊技場、競輪場、競艇場、場外車券売場、場内車券売場又は勝舟投票券発売所等の用途に供する集客施設で用途面積が1万平方メートル以上である施設の所有又は運営する事業者

〔規定の強さ〕義務

また、上記に該当しない施設を所有又は運営する事業者は、自動車地球温暖化対策実施方針を作成し、知事に提出することができることとします。

〔想定される対象者〕自動車地球温暖化対策実施方針の提出義務を有しない者

〔規定の強さ〕任意

自動車地球温暖化対策実施方針を提出した者は、自動車地球温暖化対策実施方針の内容を変更したときは、変更後の自動車地球温暖化対策実施方針を知事に提出しなければならない

こととします。

〔想定される対象者〕自動車地球温暖化対策実施方針を提出した者
〔規定の強さ〕義務

(4) 計画書等の公表

知事は、事業者から提出された自動車地球温暖化対策計画書及び自動車地球温暖化対策実施方針等を、公表しなければならないこととします。

〔想定される対象者〕知事
〔規定の強さ〕義務

(5) 指導・助言・勧告等

知事は、事業活動において使用する自動車からの温室効果ガス排出の削減の取組が十分でない事業者への指導及び助言、自動車地球温暖化対策計画書、報告書及び自動車地球温暖化対策実施方針の未提出事業者への勧告及び公表等を実施することができることとします。

〔想定される対象者〕知事
〔規定の強さ〕権限

4 啓発

県は、自動車等の使用に伴う温室効果ガス排出抑制の知識の普及及び情報提供等の措置を講じるよう努めることとします。

〔想定される対象者〕県
〔規定の強さ〕努力義務

【制定の趣旨】

三重県における運輸部門のCO₂排出量は、近年は減少傾向にあり、平成21(2009)年度の排出量は平成2(1990)年度とほぼ同じです。CO₂排出量のうち、自動車の使用に伴うものが92.8%と大半を占め、続いて国内船舶が4.4%、鉄道が2.8%となっています。CO₂排出量増加の要因として、自動車単体の燃費改善が進んでいるものの、自動車保有台数が平成2(1990)年度から38.6%増加していることが考えられます。

輸送に係る地球温暖化対策として、国際的な動向としては、事業活動による直接的な排出量やエネルギー消費量だけに限らず、従業員の通勤等も含め、サプライチェーン全体からの排出量を算定・報告対象とする方向で検討されています。それらを鑑みて、輸送事業者や荷主の他、大規模集客施設、マイカー通勤者が相当程度多い事業者等に対しても、輸送に係る温室効果ガス排出量の削減に向けた取組が求められます。

4-2 温室効果ガス排出量の少ない自動車の普及、エコドライブの実践

【盛り込むべき内容】

1 自動車環境性能の表示・説明

自動車等の販売を行う事業者は、自動車等を販売する事業所に、販売する自動車等の運行に伴い排出される温室効果ガスの量その他の環境に係る項目の情報（以下、「環境性能」という。）を記載した書面等（以下、この規定において「環境仕様書」という。）を備え置くとともに、自動車等を購入しようとする者に、当該自動車等に係る環境仕様書を提示し、環境性能の説明を行わなければならないこととします。

また、自動車等の貸渡を行う事業者は、当該自動車等の環境性能について、当該自動車等を使用する者に対して情報提供しなければならないこととします。

- 〔想定される対象者〕・自動車等を販売する事業者
- ・自動車等を貸渡する事業者

〔規定の強さ〕義務

2 環境性能に優れた自動車の導入

(1) エコカーの選択

事業者、県民及び滞在者は、自動車等を購入・使用する時は、温室効果ガスの排出量が少ない自動車等その他の環境性能に優れた自動車等（以下、「エコカー」という。）を選択して購入又は使用するよう努めることとします。

〔想定される対象者〕全ての事業者、県民、滞在者

〔規定の強さ〕努力義務

(2) エコカーの販売・貸渡

自動車等の販売又は貸渡を行う事業者は、エコカーを積極的に取り扱うよう努めることとします。

〔想定される対象者〕・自動車等を販売する事業者

・自動車等を貸渡する事業者

〔規定の強さ〕努力義務

3 自動車の適正使用・整備

(1) エコドライブの実践

自動車等を運転する者は、温室効果ガス排出量を最小限にとどめるための適正な運転（以下、「エコドライブ」という。）を実施するよう努めることとします。

〔想定される対象者〕自動車等を運転する全ての者

〔規定の強さ〕努力義務

(2) 適正な車両の整備

自動車等を運転する者は、自動車等を使用するに当たっては、その適正な整備を行うことにより、環境への負荷の低減に努めることとします。

〔想定される対象者〕自動車等を運転する全ての者

〔規定の強さ〕努力義務

(3) 使用の合理化

自動車等を運転する者は、自動車等の効率的な利用及び使用の抑制等により、走行量を低減させる措置をとるよう努めることとします。

〔想定される対象者〕自動車等を運転する全ての者

〔規定の強さ〕努力義務

(4) エコドライブ推進者の選任

特定事業者は、自動車等を運転する者がエコドライブを行うことを推進する者を選任し、知事に届け出なければならないこととします。

〔想定される対象者〕県内に使用の本拠の位置を有する普通自動車及び小型自動車を100台以上使用する事業者

〔規定の強さ〕義務

(5) アイドリングストップの実践

自動車等を運転する者は、自動車等の駐車をする場合には、当該自動車等の原動機を停止

しなければならないこととします。

ただし、アイドリングストップにより、自動車等の設備に故障の恐れがある場合、冷却機能を維持できない冷蔵車等を使用している場合及び緊急用自動車を現に緊急用務に使用している場合は、この限りではありません。

〔想定される対象者〕自動車等を運転する全ての者

〔規定の強さ〕義務

(6) アイドリングストップの周知

一定規模以上の駐車場を管理する者は、当該駐車場を利用する者が自動車等を駐車する場合において、看板、放送、書面等により、当該自動車等の原動機を停止すべきことを周知しなければならないこととします。

〔想定される対象者〕自動車等の駐車のために供する部分の面積が 500 平方メートル以上又は自動車等の駐車台数が 40 台以上の駐車場を管理する者

〔規定の強さ〕義務

また、一定規模に満たない駐車場を管理する者は、当該駐車場を利用する者が自動車等を駐車する場合において、看板、放送、書面等により、当該自動車等の原動機を停止すべきことを周知するよう努めることとします。

〔想定される対象者〕アイドリングストップの周知義務を有しない駐車場を管理する者

〔規定の強さ〕努力義務

(7) 指導・助言等

知事は、原動機の停止の周知の必要な措置をとらない駐車場を管理する者への指導・助言等を行うことができることとします。

〔想定される対象者〕知事

〔規定の強さ〕権限

【制定の趣旨】

三重県における運輸部門の CO₂ 排出量は、「4-1」で記述したとおり、平成 21 (2009) 年度の排出量は平成 2 (1990) 年度と比べてほぼ同じであり、このうち自動車の使用に伴うものが大半を占めています。CO₂ 排出量増加の要因として、自動車単体の燃費改善が進んでいるものの、自動車保有台数が増加していることが考えられ、1 世帯あたりの自動車保有台数は、平成 22 (2010) 年度で 1.53 台と、全国第 13 位です。輸送分担率をみても、平成 21 (2009) 年の旅客輸送では自家用車が 87.9%、次いで鉄道が 6.9% を占めており、全国平均の 66.0% と比較して自家用車への依存度が高くなっています。

平成 24 年に実施した第 1 回みえ県民意識調査の結果によると、自動車利用において実践している地球温暖化対策の取組として、「無用なアイドリングをやめる」「加減速の少ない運転」等の、エコドライブに関するものが 40% 前後と上位を占める一方、「燃費のよい車を選ぶ」は 18.6% と低位にとどまりました。

国は、低炭素社会の実現のためには、「自動車輸送の姿としては、あらゆる車格で次世代自動車等の環境性能に優れた自動車を選択できることで 2050 年には新車販売の大部分 (約 90%) が次世代自動車等となり、低炭素・低公害な自動車が大量に普及し、エコドライブや先進的な ITS 技術 (Intelligent Transport Systems : 高度道路交通システム) の浸透、カーシェアリングの拡大等による自動車利用の効率化の進展により、自動車からの CO₂ 排出を最小化するとともに、燃料の低炭素化 (バイオ燃料や天然ガス、水素など) や交通流対策により、残る CO₂ 排出量を最小化することが必要」とされています。

これらを踏まえて、自動車の利用者に対しては、自動車等の共同使用などの利用の効率化、

エコドライブの実践、エコカーの選択等を促進することが必要です。そのため、自動車の利用者がより温室効果ガス排出量の少ない乗り物や移動手段を選択できるよう、環境性能等を表示する必要があります。

4-3 温室効果ガス排出量の少ない交通機関への転換や物流の情報化・共同化・円滑化等

【盛り込むべき内容】

1 公共交通機関の利用等

(1) 公共交通機関の利用促進

県民、事業者及び滞在者等は、自動車等の使用に代えて、公共交通機関による移動の推進に取り組むよう努めることとします。

〔想定される対象者〕 県民、全ての事業者、滞在者

〔規定の強さ〕 努力義務

また、公共交通事業者、県及び市町は連携して、公共交通網の充実や利用促進策を講じるよう努めることとします。

〔想定される対象者〕 公共交通事業者、県、市町

〔規定の強さ〕 努力義務

(2) 徒歩・自転車による移動の推進

県民、事業者及び滞在者等は、自動車等の使用に代えて、徒歩や自転車による移動の推進に取り組むよう努めることとします。

〔想定される対象者〕 県民、全ての事業者、滞在者

〔規定の強さ〕 努力義務

また、県は、市町と連携して徒歩や自転車による移動の促進策を講じるよう努めることとします。

〔想定される対象者〕 県

〔規定の強さ〕 努力義務

2 グリーン物流の実施

事業者は、配送の共同化や環境負荷の少ない輸送手段への転換等の措置を実施するよう努めることとします。

〔想定される対象者〕 全ての事業者

〔規定の強さ〕 努力義務

【制定の趣旨】

三重県においては、「4-2」で記述したとおり、自家用車への依存度が高くなっています。自動車中心の社会の進展に伴い、三重県の乗合バスの輸送人員は減少傾向にあり、平成 12 (2000) 年度からの平成 22 (2010) 年度までの 10 年間で約 889 万人 (23.8%) 減少しています。各地でバス路線の廃止がみられ、市町が自主運行バスとして継続させる地域もあります。また、鉄道網については、北勢・中南勢地域を中心に発達していますが、県内各駅合計の一日平均の乗車人員は、平成 12 年度の 266,877 人が平成 22 年度では 243,579 人と、ここ 10 年で 8.7% 減少しています。

平成 24 年に実施した第 1 回みえ県民意識調査の結果によると、自動車利用において実践している地球温暖化対策の取組として、エコドライブに関するものが 40% 前後と上位を占める一方、「車より鉄道・バスを利用」は 10.4% と低位にとどまりました。

このため、公共交通網の充実や利用促進策を講じるとともに、県民や事業者等に対して、自転車や公共交通機関の利用を促進し、自家用車に過度に依存しない暮らし方へと転換することが必要です。

一方、三重県における、平成 21 (2009) 年の物流輸送での輸送分担率をみると、自動車が 84.2%、海運が 14.1%を占めており、自動車等が担う割合が大きい状況にあります。

四日市港は特定重要港湾に指定されており、特にコンテナ貨物の取扱量が飛躍的に伸びています。平成 21 (2009) 年度の港湾取扱貨物量は全国の 128 港湾中第 9 位と、我が国有数の海運拠点となっており、四日市港における船舶輸送の利用ポテンシャルは高いと言えます。

このため物流においては、高度化、効率化等により、輸送行程全体の走行距離を減らし、貨物車等からの温室効果ガスの排出量を削減する必要があります。更に、温室効果ガス排出量の少ない輸送方法（鉄道や船舶）へ転換することも必要です。

5) 消費生活に関わる対策

5-1 省エネ性能の表示、環境物品の選択・購入、商品等のライフサイクルにおける環境負荷の明示

【盛り込むべき内容】

1 環境性能等の表示

(1) 省エネルギー性能の表示と説明

温室効果ガスの排出量が相当程度多い電気機器等（以下、「特定電気機器等」という。）を店舗において販売する事業者は、特定電気機器等に係るエネルギー消費効率等の性能（以下、「省エネルギー性能」という。）に関する情報を、特定電気機器等の本体又はその近傍の見やすい位置に適切に表示するとともに、特定電気機器等を購入しようとする者に対して説明しなければならないこととします。

〔想定される対象者〕省エネ法で規定される電気機器等を店舗に置いて販売する事業者
〔規定の強さ〕義務

(2) ライフサイクル CO₂ や環境性能の表示

物品の製造を行う事業者は、製造の際以外にも、販売及び廃棄等の際も見据えて、総じて環境負荷を低減させる取組若しくは環境への配慮に係る性能（以下、「環境性能」という。）について、消費者等に対して分かりやすく表示するよう努めることとします。

〔想定される対象者〕物品の製造を行う事業者
〔規定の強さ〕努力義務

(3) 環境性能等の表示等の措置の要求

知事は、事業者に対し、省エネルギー性能又は環境性能の表示及び説明等に関する指導並びに助言その他の措置を講ずることができることとします。

〔想定される対象者〕知事
〔規定の強さ〕権限

2 環境物品等の選択及び購入の促進

(1) 環境物品等の選択及び使用

県民は、物品の購入及び借受並びにサービスの利用の際は、環境物品等を積極的に選択し、使用するよう努めることとします。

〔想定される対象者〕県民
〔規定の強さ〕努力義務

(2) 環境物品等の情報提供

県及び事業者は、環境物品等に関する情報を提供するよう努めることとします。

〔想定される対象者〕県、全ての事業者
〔規定の強さ〕努力義務

【制定の趣旨】

全国の家計からの CO₂ 排出量を用途別にみると、暖房の使用と給湯によるものがそれぞれ約 2 割、約 5 割が照明・冷蔵庫・テレビ等の使用に伴う電力利用によるものです。

三重県においては、民生家庭部門の平成 21 (2009) 年度の CO₂ 排出量は、平成 2 (1990) 年度と比べて 25.9% 増加しました。要因として、家電の大型化・多様化等によるエネルギー消費量の増加や、世帯数の増加などが挙げられます。

このため、省エネルギー性能の高い照明・冷蔵庫・テレビ等の導入等により、定常的なエネルギー消費量を削減する必要があることから、省エネルギー性能等を明示していくことが求めら

れています。併せて、ライフサイクルの視点を取り入れた製造から廃棄に至るまでの環境負荷の低減に努めた製品等を提供するとともに、再使用や再資源化における低炭素化も考慮した商品設計を行うことが求められます。

5-2 日常生活における温室効果ガス排出量の見える化、温室効果ガス排出量の少ないライフスタイルの定着

【盛り込むべき内容】

1 温室効果ガス排出量の把握

県民は、自らの生活に係る電気やガス等の使用による温室効果ガス排出量の把握を、積極的に実施するよう努めることとします。

〔想定される対象者〕 県民

〔規定の強さ〕 努力義務

また、県は、県民が温室効果ガス排出量を把握できるよう、市町と連携して支援するよう努めることとします。

〔想定される対象者〕 県

〔規定の強さ〕 努力義務

2 温室効果ガス排出量の少ないライフスタイルへの転換

県民及び滞在者は、温室効果ガスの排出がより低減される生活様式への転換を図るよう努めることとします。

〔想定される対象者〕 県民、滞在者

〔規定の強さ〕 努力義務

3 循環型社会形成における温室効果ガス排出量の削減の推進

県民及び滞在者は、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用といった循環型社会の形成に関する取組においても温室効果ガスの排出量を削減するよう努めることとします。

〔想定される対象者〕 県民、滞在者

〔規定の強さ〕 努力義務

【制定の趣旨】

東日本大震災により、東京・東北電力管内では、計画停電や大口需要家に対する電力使用制限が行われました。その後も、原子力発電所の停止等の影響を受けて、節電要請を受けた産業界や住民の省エネや節電、ピークカット等の努力により、夏季等の電力需要の多い時期を乗り切っていますが、依然、電力供給不足が懸念されています。

したがって、生活の中で、エネルギーを効率的に使用する工夫や、洗濯機や掃除機等の使用は電力ピーク時間帯を避けるなどの配慮が必要です。

三重県が実施した地球温暖化対策の取組等の調査（平成 22 年(2010)年度実施）によると、80%以上の県民が地球温暖化問題に関心があるとしています。また、70%以上が今の生活を犠牲にしても、あるいは多少変えても、日常生活での地球温暖化防止の取組を行うべきと考えています。一方、地球温暖化防止取組の実行率は 43.8%であり、平成 16(2004)年度の調査結果に比べて向上傾向は見られますが、地球温暖化問題への高い意識が行動につながっているとは言い難い状況です。

家庭での排出削減の取組が進まない要因については、平成 24(2012)年に実施した第 1 回みえ

県民意識調査の結果を見ると、50.5%の県民が「地球温暖化防止にどのくらい効果があるのかわからないから」と考えており、「何をしてよいか分からない」が37.3%、「頑張っても変わる気がしない」が28.6%、「お金や時間がかかる」が19.6%、「生活に不便を感じる」が16.8%を占めています。

このため、県民の環境に配慮した消費行動を促進し、温室効果ガス排出量が少ない消費生活に変えていく必要があります。その動機付けのひとつとして、どのような行動が地球温暖化防止につながるかを明らかにしたり、対策の効果を「見える化」するなどの取組が必要です。

更に、過度な経費負担や快適性の喪失を伴わずに環境に配慮できることや、多少の手間がかかっても面倒と思わずに環境に配慮した行動ができるように意識付けすることが求められます。

また、3R（廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用）の推進によって、廃棄物の削減や環境負荷の低減に関する取組につながる意識の啓発を進めると同時に、再使用、再生利用に関する環境配慮型の新技術の開発が求められます。

5-3 地域で生産され、環境に配慮した農林水産物の選択

【盛り込むべき内容】

1 環境に配慮した農林水産物の選択及び購入の促進

県民及び滞在者は、生産及び輸送に伴う温室効果ガスの排出量の削減に配慮された農林水産物（以下、「環境配慮農林水産物」という。）を積極的に消費するよう努めることとします。

〔想定される対象者〕 県民、滞在者

〔規定の強さ〕 努力義務

また、県は、市町と連携して、普及啓発その他の環境配慮農林水産物の購入の促進施策を講じるよう努めることとします。

〔想定される対象者〕 県

〔規定の強さ〕 努力義務

【制定の趣旨】

日本は世界有数の農産物輸入国であり、輸入に伴うCO₂排出量は1,690万t/年との試算結果もあります。

三重県においては、平成22(2010)年度の食料自給率は、カロリーベースで44%(全国は39%)、生産額ベースで68%(全国は69%)と、食料の多くを県外産に頼っています。

このような中、輸送はもとより、生産段階からのCO₂排出量も含めて算定したカーボンフットプリントを商品に表示するための取組が進みつつあります。

したがって、生産から消費までの各段階でのエネルギー削減による温室効果ガス排出削減につながるよう「地産地消」、「旬産旬消」といった観点で環境に配慮された農林水産物を優先的に消費することを促進し、生産段階や輸送時の温室効果ガス排出量を削減する必要があります。

5-4 環境に配慮した投融資の活発化等による環境配慮型商品の流通の増加や普及

【盛り込むべき内容】

1 グリーン金融商品等の選択

県民及び事業者は、金融商品を利用しようとする際には、環境配慮やCSR活動等に取り組む企業等への融資等に限定した金融商品（以下、「グリーン金融商品」という。）の積極的な

利用に努め、環境に配慮した事業活動を支援するよう努めることとします。

〔想定される対象者〕 県民、全ての事業者

〔規定の強さ〕 努力義務

2 環境物品等やカーボン・オフセット商品等の選択及び使用

県民及び滞在者は、環境物品等やカーボン・オフセット商品等の選択及び使用に努めることとします。

〔想定される対象者〕 県民、滞在者

〔規定の強さ〕 努力義務

【制定の趣旨】

平成 22(2010)年に公表された消費者動向調査の結果によると、消費者が商品・サービスを選択する際に得たい情報は、「商品の機能・仕様やサービスの内容」が約 81%であるのに対し、「環境保全に配慮しているか」は約 36%にとどまっています。

このため、環境への負荷をより低減した商品の選択・購入が、温室効果ガスの削減・吸収などを実現する活動への支援になることの認識を促進させる必要があります。

6) 再生可能エネルギーの導入促進

6-1 再生可能エネルギー設備の導入等によるエネルギー創出

【盛り込むべき内容】

1 再生可能エネルギーの導入

県は、自ら太陽光、太陽熱、風力、バイオマスその他の自然由来のエネルギー（以下、「再生可能エネルギー」という。）の積極的な導入に努めるとともに、県民及び事業者に対する導入促進のための施策を講じるよう努めることとします。

〔想定される対象者〕 県

〔規定の強さ〕 努力義務

また、県民及び事業者は、再生可能エネルギーの積極的な導入に努めることとします。

〔想定される対象者〕 県民、全ての事業者

〔規定の強さ〕 努力義務

2 再生可能エネルギーに係る情報の収集・提供

県は、再生可能エネルギーの導入促進に向けた情報の提供に努めることとします。

〔想定される対象者〕 県

〔規定の強さ〕 努力義務

【制定の趣旨】

平成 21 (2009) 年の日本の一次エネルギー国内供給に占める化石燃料（石油・石炭・天然ガス）の割合は 80%以上であり、温室効果ガスの大量排出につながっています。

三重県においては、温室効果ガス排出量の 89.5%がエネルギーの使用に伴い排出される CO₂ となっています。

これに対し、再生可能エネルギーは、CO₂ 排出量が少なく、枯渇する恐れのないクリーンなエネルギーです。

そこで国は、再生可能エネルギーの導入を促進するため、住宅用太陽光発電システムの設置に対する補助金制度を設けるとともに、平成 21 (2009) 年 11 月より、太陽光発電の余剰電力を電気事業者が買い取ることを義務付けた「太陽光発電の余剰電力買取制度」を導入しています。また、平成 24 (2012) 年 7 月からは、再生可能エネルギー（太陽光・風力・水力・地熱・バイオマス等）で作られた電気の買い取りを義務付けた「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」が導入されています。

今後、CO₂ 排出量を削減するとともに、エネルギーの安定供給を図り、経済活動や県民生活の安定を確保するためには、燃料の大半を輸入に頼っている火力発電から地域で創出される再生可能エネルギーへの転換を進める必要があります。

6-2 エネルギー高度利用技術の研究開発と導入

【盛り込むべき内容】

1 研究開発の促進

県は、事業者と連携して、エネルギーの高度利用技術の研究開発とその導入を支援するよう努めることとします。

〔想定される対象者〕 県

〔規定の強さ〕 努力義務

また、事業者は、エネルギーの高度利用技術に関する研究開発を推進するよう努めることとします。

〔想定される対象者〕 全ての事業者

〔規定の強さ〕 努力義務

【制定の趣旨】

エネルギー高度利用技術の研究開発に伴い、県内における関連産業の需要創出と産業の発展、ひいては雇用創出や地域経済の活性化も期待されています。

したがって、再生可能エネルギーに関する設備の技術や、エネルギーの高度利用技術に係る研究開発とその導入を促進する必要があります。

6-3 災害時にも有効で地域特性に応じた再生可能エネルギーによる電力創出の普及、エネルギー供給の多様化に資する連携

【盛り込むべき内容】

1 地域資源や地域特性に応じた再生可能エネルギーの創出

県は、地域資源及び地域特性に応じた再生可能エネルギー創出に向け、関係者と連携して取り組むよう努めることとします。

〔想定される対象者〕 県

〔規定の強さ〕 努力義務

また、県民及び事業者は、地域における再生可能エネルギーの創出に理解を深め、協力するよう努めることとします。

〔想定される対象者〕 県民、全ての事業者

〔規定の強さ〕 努力義務

【制定の趣旨】

一次エネルギーのうち自国内で確保できる比率（エネルギー自給率）は、平成 20（2008）年度で 4%であり、エネルギーの安定供給の確保（エネルギーの安全保障）という点でリスクを抱えています。「6-1」で記述したとおり、CO₂排出量を削減するとともに、エネルギーの安定供給を図り、経済活動や県民の生活の安定を確保するためには、燃料の大半を輸入に頼っている火力発電から地域で創出される再生可能エネルギーへの転換を進める必要があります。

三重県においては、平成 20（2008）年度の日照時間は 2,099 時間/年と全国第 11 位（都道府県庁所在市中）であり、また風力発電の事業可能性の目安となる年平均風速 5.5m/s 以上の面積は県土の 2/3 を占めています。また、未利用の間伐材等の森林資源も多いことから、エネルギー自給率の向上に資する再生可能エネルギーの導入ポテンシャルがあると言えます。

したがって、三重県の地域資源や地理的条件を活かした太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、バイオマス熱利用、水力発電等の再生可能エネルギーの導入を促進することが必要となっています。

また、気候変動による影響への適応の観点からも、今後増加すると予想されている災害時においてエネルギーを確保するために、自立分散型の電源確保に加えて、蓄電システムの導入や相互に連携することの重要性が再認識され、再生可能エネルギーへの期待が高まっています。

7) 森林の整備・保全の推進

7-1 森林区分や地理的条件等に応じた適切な手法による森林整備・保全等、様々な主体の参画による森林づくりと保全活動

【盛り込むべき内容】

1 森林の整備・保全

(1) 整備・保全活動の推進

県は、県民、森林所有者及び事業者と連携し、多面的機能が発揮される森林づくりを促進するよう努めることとします。

〔想定される対象者〕 県

〔規定の強さ〕 努力義務

また、森林所有者及び林業を行う者は、森林の多面的機能の確保及び森林資源の循環利用に努めることとします。

〔想定される対象者〕 森林所有者、林業を行う者

〔規定の強さ〕 努力義務

更に、県民及び事業者は、森林の整備・保全活動に参画するとともに、森林づくりに関する施策に協力するよう努めることとします。

〔想定される対象者〕 県民、全ての事業者

〔規定の強さ〕 努力義務

(2) 情報発信と理解促進

県は、森林所有者及び林業を行う者等と連携して、情報提供等により県民等の森林の吸収機能等に関する理解を促進するよう努めることとします。

〔想定される対象者〕 県

〔規定の強さ〕 努力義務

また、県民、事業者及び滞在者は、森林の吸収機能や森林文化等について、理解を深めるよう努めることとします。

〔想定される対象者〕 県民、全ての事業者、滞在者

〔規定の強さ〕 努力義務

【制定の趣旨】

日本の森林面積は約 2,510 万 ha で、国土の約 3 分の 2 を占めており、平成 21 (2009) 年度の京都議定書に基づく森林吸収量は、基準年総排出量の 3.4% に相当する 4,630 万 t-CO₂ です。

三重県においては、平成 20 (2008) 年度の森林面積は約 37 万 ha であり、県の総面積の約 65% を占めています。平成 21 (2009) 年度の森林吸収量は、53.9 万 t-CO₂ で、基準年 (1990) 総排出量の 2.0% に相当します。平成 17 (2005) 年以降の平均でみると年間 35 万 t-CO₂ 弱であり、平成 22 (2010) 年度の目標値としていた 80.0 万 t-CO₂ を大きく下回っています。

県内の森林は、「環境林」と「生産林」に区分して保全・整備を進めています。環境林では、整備に必要となる森林境界の明確化が進んでいません。生産林では、生産性の向上が十分進んでいないうえに木材価格の低迷等もあって、林業採算性は悪化し、伐採後に植栽されない森林や間伐等の手入れが行われない森林が増加しています。

手入れの行き届いた健全な森林は、水源かん養や土砂の流出防備等の他に CO₂ を吸収・固定する機能をより高度に発揮することから、地球温暖化対策において重要な役割を果たしています。このような森林の多面的機能による恩恵は県民が享受するものであり、森林は公共財であるとの認識のもと、森林づくりを社会全体で支えるよう、県民参画の推進が必要です。

このような森林資源を将来にわたって育成・確保するためには、森林区分に応じた適切な管

理が重要となります。環境林については、森林の公益的機能が発揮できるよう保全・整備を行うことが必要です。生産林については、持続的な林業経営や安定的な木材生産を目指して、生産性の向上と間伐材の利用推進を図りながら適正な森林整備を進めるとともに、伐採後の確実な植栽を行うことで、森林資源の循環利用を推進することが必要です。

7-2 木材生産者と木材加工者、企画（設計）者、消費者が一体となった県産材の利用推進、多様な木材の利用方法の開発と普及

【盛り込むべき内容】

1 県産材の利用

(1) 県産材利用の推進

県は、木材の生産、流通及び加工並びに木材を活用した建築物等の設計及び施工を行う事業者と連携して、県産材の利用を促進するとともに、公共建築物における木材利用を推進するよう努めることとします。

〔想定される対象者〕 県

〔規定の強さ〕 努力義務

また、木材の生産、流通及び加工並びに木材を活用した建築物等の設計及び施工を行う事業者は、相互に連携して、一定の品質を確保した県産材及び県産材利用製品等を消費者に提供するよう努めることとします。

〔想定される対象者〕 木材の生産、流通及び加工並びに木材を活用した建築物等の設計及び施工を行う事業者

〔規定の強さ〕 努力義務

更に、県民、事業者及び滞在者は、県産材あるいは県産材利用製品等を積極的に利用するよう努めることとします。

〔想定される対象者〕 県民、全ての事業者、滞在者

〔規定の強さ〕 努力義務

(2) 木質バイオマスエネルギーへの活用

県は、林業を行う者、林業に関する団体及び市町と連携して、未利用間伐材、樹木の枝葉、製材工場などの残廃材及び建築廃材等を木質バイオマスエネルギーとして活用するために必要な措置を講ずるよう努めることとします。

〔想定される対象者〕 県

〔規定の強さ〕 努力義務

(3) 情報発信と理解促進

県は、森林所有者及び林業を行う者等と連携して、CO₂ 吸収量増加に関する県産材利用の意義等について、情報提供や啓発活動により県民等の理解を促進するよう努めることとします。

〔想定される対象者〕 県

〔規定の強さ〕 努力義務

また、県民、事業者等及び滞在者は、県産材利用の意義等について理解を深めるよう努めることとします。

〔想定される対象者〕 県民、全ての事業者、滞在者

〔規定の強さ〕 努力義務

【制定の趣旨】

木材利用については、人口減少社会において住宅着工戸数の大幅な増加が期待できない中で、

住宅分野で県産材の需要を拡大するためには、外材から県産材への転換が課題となっています。また、公共建築物等木材利用促進法の制定により、国や自治体、民間事業者における木材利用を促進し、一般建築物への波及効果を期待するなど、新たな用途の開拓等による利用率の向上が課題となっています。

このため、国では、木材自給率 50%以上と低炭素社会の実現を目指して、林業・林産業の再生を環境をベースとした成長戦略の中に位置付け、木材の安定供給力の強化を軸にした対策によって、雇用も含めた地域再生を図る方針を打ち出しています。更に、「低炭素社会に向けた住まいと住まい方」において、ライフサイクルカーボンマイナス（LCCM）住宅の早期実現と内外装における木材の多用を目指しています。

三重県においても、このような方針の下、県産材の利用を推進するとともに、利用の拡大に向けて、多様な利用方法の開発と普及を図る必要があります。

また、「7-1」で記載したとおり、県内の生産林においては、生産性の向上が十分進んでいないうえに木材価格の低迷等もあって、林業採算性は悪化し、伐採後に植栽されない森林や間伐等の手入れが行われない森林が増加しています。また、搬出コストの問題から間伐材の9割が未利用であり、森林資源が有効活用されていません。

化石燃料に由来する CO₂ の排出を抑制するためには、資源としての潜在的な利用可能性を有するものの、多くは搬出されず林内に放置されている未利用間伐材を、木質バイオマスエネルギーとして積極的に利用していく必要があります。

7-3 森林文化と森林に関する環境教育、森林の活用

【盛り込むべき内容】

「9）地球温暖化防止に係る教育・学習の普及」に包含する

【制定の趣旨】

森林づくりを社会全体で支えるよう、県民参画の推進が期待される中、県民・環境団体・企業等による森林づくりの活動が各地で展開されています。三重県の「企業の森」制度による取組実績は、平成 24(2012)年 3 月現在で 28 件約 142ha に及びます。今後も森林づくりに対する理解を深め、様々な主体の森林づくり活動への参加を進めていくことが求められます。そのためには、森林とのふれあいや学習の場の提供、指導者の育成等、森林文化と森林環境教育の振興を図っていく必要があります。

8) 気候変動による影響への適応

8-1 関連の諸計画に気候変動による影響への適応の視点を組み込む適応策の総合化

【盛り込むべき内容】

1 適応の総合化

知事は、行政計画や施策に気候変動による影響への適応に関する視点の組み込み（適応策の総合化）を図るための方針を作成しなければならないこととします。

〔想定される対象者〕 知事

〔規定の強さ〕 義務

【制定の趣旨】

気候変動問題への対策としては、温室効果ガスの排出を抑制する緩和策と、人や社会・経済のシステムを調節することで気候変動の影響を軽減しようとする適応策があります。どちらか一方だけでは防ぐことのできない影響も、両者を組み合わせることで、気候変動のリスクを大きく低減することが可能とされています。

県内においては、1890年以降の気象観測記録によると、年平均気温が100年当たり1.56℃上昇しています。また、現時点では必ずしも気候変動の影響と断定できないものの、既に生じつつある影響として、農作物の品質低下や病害虫の分布域の北上が報告されています。また、熱中症による救急搬送者数については、増加傾向が見られつつあります。加えて、今後、集中豪雨の頻発や海水面の上昇、台風の強大化等が予測されており、洪水被害や高潮被害、土砂災害等の増加による人命・財産への被害拡大が懸念されます。

従って、緩和策と併せて適応策を講じるために、県内で既に生じている事態や生じつつある事態を踏まえ、将来の気候変動による影響を推定し、影響に対する被害の度合いを把握する必要があります。また、既往の取組や影響と被害の度合いの検討結果を踏まえて、今後、取り組むべき対策を検討する必要があります。

更に、効果的・効率的な適応策の実施のためには、防災、都市生活、農業、環境等、様々な政策分野や関連する諸計画に気候変動に対する適応の視点を組み込む必要があります。

8-2 気候変動とその影響の継続的モニタリング調査の実施、科学的知見やリスク情報の更なる蓄積と共有化

【盛り込むべき内容】

「9) 地球温暖化防止に係る教育・学習の普及」に包含する

【制定の趣旨】

気候変動の影響は、地域特性や住民の生活環境、習慣、健康状態等によって異なり、受ける影響の大きさ、影響の受けやすさ、対処の困難さ等の不確実性を抱えています。三重県においては、年平均気温の上昇等が確認されていますが、気候変動による影響への適応の視点を盛り込んだ体系的なモニタリングの実施は進んでいません。

したがって、気候変動の現状を把握し、そのシステムを理解した上で対策を講じる必要があります。更に、効果的・効率的な適応策の実施のためには、過去から現在までの観測結果を活用して、影響予測の不確実性を考慮し、常に一定の余裕を確保するような適応策を導入することが重要です。これに際しては、気候変動の緩和策にもなる、または地域の環境や社会経済に対する便益や相乗効果をもたらすような適応策の促進も重要となります。

8-3 気候変動による影響の把握と適応の取組

【盛り込むべき内容】

1 気候変動の影響及び適応策への理解の促進

県は、気候変動による影響の把握と取組に関する情報を県民及び事業者へ提供するように努めることとします。

〔想定される対象者〕 県

〔規定の強さ〕 努力義務

2 気候変動の影響の把握の推進

県民及び事業者は、気候変動の影響と取組に関する情報等を把握又は理解し、活用するように努めることとします。

〔想定される対象者〕 県民、全ての事業者

〔規定の強さ〕 努力義務

【制定の趣旨】

気候変動の影響が及ぶと推定されている分野は、洪水や渇水、水質悪化等の「水環境・水資源」、海面上昇・高潮・洪水等の「水災害・沿岸」、生物や生態系の分布変化等の「自然生態系」、高温による米の異状や収量の減少、果樹の着色不良、家畜の肉質低下等の「食料」、熱中症患者の増加や感染症リスクの変化等の「健康」、観光や日常生活への影響等の「県民生活」と多岐にわたり、県民の安全・安心に関わる問題です。

したがって、県は気候変動による影響の把握と取組に関する情報を県民及び事業者へ提供し、県民及び事業者は、気候変動による影響及び対策等について理解を深め、取り組んでいくことが求められます。

また、気候変動やその影響に対応するための技術やサービスは、事業者にとってはビジネスチャンスになり得るものであり、産業の需要創出や発展が期待されます。

9) 地球温暖化防止に係る教育・学習の推進

9-1 生涯にわたる環境教育・環境学習の振興、実践的な人づくり

【盛り込むべき内容】

1 環境教育・環境学習の推進

(1) 教育・学習機会の提供

県は、県民や事業者等に対する環境教育・環境学習の機会の提供等を実施するよう努めることとします。

〔想定される対象者〕 県

〔規定の強さ〕 努力義務

また、事業者は、従業員に対する環境教育・環境学習の実施に努めるとともに、関係者等が行う環境教育・環境学習の実施に協力するよう努めることとします。

〔想定される対象者〕 全ての事業者

〔規定の強さ〕 努力義務

更に、県民は、環境教育・環境学習の機会に積極的に参加するよう努めることとします。

〔想定される対象者〕 県民

〔規定の強さ〕 努力義務

(2) 教育・学習活動に対する人材派遣の実施

県は、環境教育・環境学習の内容や進め方についてアドバイスや実践できる人材を派遣するよう努めることとします。

〔想定される対象者〕 県

〔規定の強さ〕 努力義務

2 人材の育成

県は、環境保全に率先して貢献できる人材や指導者等を育成するよう努めることとします。

〔想定される対象者〕 県

〔規定の強さ〕 努力義務

【制定の趣旨】

環境教育・環境学習は、持続可能な社会の構築をめざして、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われるものです。

地球温暖化対策を推進する上では、人間活動に起因する環境負荷が地域や地球の環境に大きな影響を及ぼしていることや、CO₂を吸収・固定し、地球温暖化防止に寄与している森林を社会全体で支えることの必要性の理解を促進するとともに、自ら進んで環境問題の解決に取り組める人材を育成することが重要です。更に、少子高齢化社会を迎える中、子どもだけでなく、高齢者を含めた大人に対する環境教育・環境学習も重要です。

国は、「環境保全活動・環境教育推進法」の改正において、環境保全活動・環境教育の一層の推進と行政・企業・民間団体等の協働の重要性、自然体験等の機会の場の認定制度の導入、幅広い実践的人材づくりなどの必要性等を盛り込みました。

また、国際的には、「地球的視野で考え、様々な課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組み (think globally, act locally)、持続可能な社会づくりの担い手となる」よう個々人を育成し、意識と行動を変革することを目指すための教育を「持続発展教育 (ESD : Education for Sustainable Development)」として取り組むこととなっています。

したがって、持続可能な社会を構築するため、県民・事業者・行政等が、家庭、地域、職場において、主体的に環境保全に取り組むことが大切であり、こうした取組が進むよう、その基盤である環境保全の意欲の増進、意識の向上、環境教育等を進めるとともに、取組を進める環境や仕組みづくりが求められています。

9-2 地球温暖化対策・環境配慮行動の普及啓発

【盛り込むべき内容】

1 普及啓発・情報提供

(1) 啓発・広報・情報提供等の実施

県は、地球温暖化対策に関する普及啓発、広報活動及び情報提供の実施に努めることとします。

【想定される対象者】 県

【規定の強さ】 努力義務

また、事業者は、顧客及び従業員に対して地球温暖化対策に関する普及啓発を実施するよう努めることとします。

【想定される対象者】 全ての事業者

【規定の強さ】 努力義務

(2) 滞在者に対する啓発の実施

観光事業者及び公共交通事業者等の滞在者と接する事業者は、滞在者に対して、環境配慮行動をとるよう普及啓発を実施するよう努めることとします。

【想定される対象者】 観光事業者、公共交通事業者等の滞在者と接する事業者

【規定の強さ】 努力義務

【制定の趣旨】

国民調査の結果によると、環境保全行動の実施状況について、ごみの分別は95%、節電等の省エネ対策は87%が実施していると回答していますが、「体験型の環境教育・環境学習活動に参加する」は15%、「講習会等で得た環境保全に関することを実践する」は21%にとどまっています。一方、今後これらの活動を実施したい意向を持つ人はそれぞれ60%、69%を占めています。

「5-2」で記述したとおり、地球温暖化対策の取組等の調査によると、80%以上の県民が地球温暖化問題に関心があり、70%以上が今の生活を犠牲にしても、あるいは多少変えても、日常生活での地球温暖化防止取組を行うべきと考えています。一方、地球温暖化対策の取組の実行率は43.8%であり、向上傾向にはありますが、地球温暖化問題への高い意識が行動につながっていない状況です。

また、第1回みえ県民意識調査では、家庭での排出削減の取組が進まない要因について、50.5%の県民が、「地球温暖化防止にどのくらい効果があるのかわからない」と考えており、「何をしてもよいか分からない」が37.3%、「頑張っても変わる気がしない」が28.6%、「お金や時間がかかる」が19.6%、「生活に不便を感じる」が16.8%を占めました。

このように、県民の中には、依然として地球温暖化対策のためにすべきこと、その意義や重要性、効果等について十分な知識・情報が得られないために、環境に配慮した行動を実行できずにいる人が多く、理解を深める必要があります。

9-3 地球温暖化に係る最新の研究成果・知見・情報等の多様な手法によるわかりやすい発信・普及

【盛り込むべき内容】

1 調査等の推進

県は、地球温暖化に関する調査の実施や関連情報の収集を行うとともに、その結果等を県民及び事業者に発信するよう努めることとします。

〔想定される対象者〕 県

〔規定の強さ〕 努力義務

また、県民及び事業者は、県が実施する調査や情報収集に協力するよう努めることとします。

〔想定される対象者〕 県民、全ての事業者

〔規定の強さ〕 努力義務

【制定の趣旨】

地球温暖化対策を推進する上では、地球温暖化の進行状況を把握することが重要です。また、気候変動による影響は、地域特性や住民の生活環境、習慣等によっても異なっていることから、国等が行う最新の調査・研究成果等を収集するとどまらず、本県においてもモニタリング調査をはじめとして、気候変動問題についての調査等を実施することが求められます。

更に、三重県が平成 23 (2011) 年度に実施したキッズモニター・アンケートによると、地球温暖化に関する学習や知識の習得については、「学校の授業」や「報道メディア」に期待する割合が高い結果が得られました。学校教育や各種メディアの活用はもちろん、様々な機会を捉えて精度の高い情報をわかりやすく発信していくことが必要であり、それにより地球温暖化対策のためにすべきこと、その意義や重要性、効果等について理解が進み、環境配慮行動を促進することが期待されます。

9-4 行政・企業・民間団体・教育機関（学校教育機関、生涯学習施設など）等の連携の強化

【盛り込むべき内容】

1 地球温暖化対策に関する相互支援

全ての者は、地球温暖化対策のための取組に関して相互に支援するよう努めることとします。

〔想定される対象者〕 全ての者

〔規定の強さ〕 努力義務

【制定の趣旨】

分野横断的に地球温暖化対策を推進するためには、個々の主体ではその取組に限界があります。

県内の事業所においては、学校と企業、行政をつなぐ環境保全活動・環境教育として「キッズ ISO14000 プログラム」の取組に毎年 10 程度の事業所が参加しています。

また、県内の小・中・高等学校及び大学においては、総合的な学習の時間や各教科等において、身近な環境問題の学習など地域社会に根ざした環境教育が進められているとともに、16 校が「ユネスコスクール」として ESD に取り組んでいます。

一方で、生涯学習として、行政などによる環境に関する講座等が多数開催されています。

このように地球温暖化防止に係る教育・学習に関する各活動を円滑かつ効果的に進める上で、行政、企業、民間団体、教育機関等が相互に支援し合い、連携を強化していくことが必要です。

10) イベント開催における対策

10-1 大規模イベントの運営における環境配慮及び参加者への周知・啓発

【盛り込むべき内容】

1 イベント開催時の環境配慮

(1) エネルギー消費量の低減

相当程度大規模なイベントを開催しようとする者（以下、「イベント開催者」という。）は、自らが開催するイベントに伴うエネルギー消費量の低減に取り組むよう努めることとします。

〔想定される対象者〕1日当たりの平均的な参加者（通行人を除く。）の人数の見込みが500人以上であるイベントを開催しようとする者

〔規定の強さ〕努力義務

(2) 公共交通機関の利用

イベント開催者は、自らが開催するイベントに参加しようとする者（以下、「参加者」という。）及び当該イベントの企画・運営等に従事する者の移動に対して、公共交通機関の利用を促進するよう努めることとします。

〔想定される対象者〕1日当たりの平均的な参加者（通行人を除く。）の人数の見込みが500人以上であるイベントを開催しようとする者

〔規定の強さ〕努力義務

(3) 廃棄物の削減

イベント開催者は、自らが開催するイベントに伴う廃棄物の排出量の削減に取り組むよう努めることとします。

〔想定される対象者〕1日当たりの平均的な参加者（通行人を除く。）の人数の見込みが500人以上であるイベントを開催しようとする者

〔規定の強さ〕努力義務

(4) カーボン・オフセットの実施

イベント開催者は、自らが開催するイベントに伴う温室効果ガス排出量を埋め合わせる取組を実施するよう努めることとします。

〔想定される対象者〕1日当たりの平均的な参加者（通行人を除く。）の人数の見込みが500人以上であるイベントを開催しようとする者

〔規定の強さ〕努力義務

2 環境配慮の周知・啓発

イベント開催者は、参加者に対して、環境に配慮したイベントであることの周知、温室効果ガス排出量についての情報提供及び排出抑制を促す啓発等を実施するよう努めることとします。

〔想定される対象者〕1日当たりの平均的な参加者（通行人を除く。）の人数の見込みが500人以上であるイベントを開催しようとする者

〔規定の強さ〕努力義務

3 県が主催、共催又は後援するイベント

県が主催、共催又は後援するイベントについては、規模の大きさに関わらず、イベント開催時の環境配慮（1（1）から（4））及び環境配慮の周知・啓発（2）に努めることとします。

〔想定される対象者〕県、県が後援するイベントの開催者

【制定の趣旨】

イベントの開催に伴って環境に負荷を与える要因は、開催場所周辺の自然への影響、イベント運営に係るエネルギー消費、人の移動と物資の運搬に伴うエネルギー消費、廃棄物の発生等、数多くの要因が考えられます。

三重県は、これらの要因がもたらす環境への影響を最小限にするよう、県が主催、共催又は後援するイベントについては、環境に配慮したイベント「エコイベント」となるようなシステムづくりを、県民との協働により取り組んできました。

イベントの開催においては、環境に配慮していることはもちろんのこと、イベント自体の開催目的や楽しさを損なうことなく、無理なく継続できることが重要です。それにより、環境配慮のノウハウが確実に定着していくことが期待され、今後も本県で開催されるイベントはエコイベントになるよう、取り組んでいく必要があります。

併せて、エコイベントの開催を通じて、参加者に対して環境配慮行動の周知・啓発を推進していく必要があります。